

福祉医療費助成制度におけるマイナンバーを利用した 所得課税情報及び加入医療保険の資格情報の取得について

令和5年7月1日以降分の福祉医療費助成制度の各種手続きにおきましては、従来の所得課税証明書や健康保険証の提出に代えて、「地方税関係情報及び加入医療保険の資格情報の取得に関する同意書」を提出いただくことで、加東市保険医療課においてマイナンバーを用いた情報連携により所得情報や加入医療保険の資格情報を照会するため、所得課税証明書や健康保険証の提出が省略できます。

※ 以下の方については、マイナンバーによる加入医療保険の資格情報の照会ができませんので、健康保険証の原本の提示または写しの提出をお願いします（いずれの場合においても、所得情報の照会は可能です）。

- ・マイナンバーカードを健康保険証として利用するための紐づけ登録が完了していない方
- ・重度障害者医療費受給者証または高齢重度障害者医療費受給者証をお持ちの方

必要書類

- ・地方税関係情報及び加入医療保険の資格情報の取得に関する同意書
- ・同意者全ての本人確認書類（※）
 - ※ 本人確認書類は下記のように、種類によって複数必要なものがあります。
 - <いずれか1点でよいもの>
 - マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、在留カード、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳など
 - <2点必要なもの>
 - 介護保険証、年金手帳、年金証書、社員証、学生証、健康保険証など

★同意書を郵送で提出される場合

同意書に記載した全ての方の本人確認書類のコピーと同意書を同封し、下記の送付先に郵送してください。ただし、個人番号は情報連携により取得しますので、マイナンバーカードの裏面（個人番号が記載されている面）及び通知カードのコピーを送付する必要はありません。

★注意事項

- ・電子メール、ファクスによる提出は受付できません。
- ・同意書は必ずご本人の直筆でご記入ください。なお、同意書下部の「同意対象の受給者」欄は、受給者本人又はいずれかの同意者をご記入ください。
- ・本人確認書類の添付がない場合は、受付できません。なお、本人確認書類がマイナンバーカードの場合は、表面（顔写真が掲載されている面）のみのコピーを添付し、個人番号が記載されている裏面のコピーは添付しないでください。
- ・同意書の中の「1月1日時点住所」の記載に誤りがある場合は、同意書を提出していただいても所得情報を取得することができません。その場合には、同意書を修正していただくか、別途、所得課税証明書を提出いただく必要がありますのでご了承ください。
- ・同意書の中の「1月1日時点住所」地において、所得の申告をされていない場合は、同意書を提出していただいても所得情報を取得することができません。その場合には、1月1日時点の住所地の市区町村に所得の申告をしていただくか、別途、所得課税証明書を提出いただく必要がありますのでご了承ください。
- ・提出された同意書については、福祉医療費助成制度の資格認定を目的としてマイナンバーを用いた地方税情報や加入医療保険の資格情報の取得を行うためのものであるため、加東市における他の事業や事務において同様に地方税情報の取得や加入医療保険の資格情報の取得を行う場合には、別途、同意書の提出が必要になる場合があります。

【お問合せ先・郵送提出時の送付先】

〒673-1493

兵庫県加東市社50番地

加東市役所 市民協働部 保険医療課 医療係（庁舎1階）

電話 0795-43-0501(直通)